ビキニ被災の実相訴え

下本節子さん　NYで映像公開

ビキニ水爆実験で被曝した元船員と遺族が政治決着で米国への損害賠償請求権を日本政府が放棄したことによる国への損失補償請求、被曝による健康被害への労災適用を求める裁判の原告団長・下本節子さん（高知市）が、世界に向けて高知のビキニ被災の実態と裁判支援を訴えるスピーチ映像をアメリカで公開しました。

下本さんの報告映像、YouTubeで視聴できる

同映像は同年1月に国連本部のある米ニューヨークで開催予定だった核拡散防止条約（NPT）再検討会議に連動して取り組まれる国際集会で上映されることになっていたものですが、同会議が同年8月まで延期されたことから、1月26日の核兵器禁止条約締約発効1周年アクションイベントで上映されました。

映像は約7分間。紙芝居「ビキニの海のねがい」や資料を挿入しながら、下本さんがビキニ水爆実験被害の全容、同海域で被曝した父親のこと、幡多高校生ゼミナールの活動、現在たたかわれている裁判への支援などを訴えています。

映像にリンクするQRコード

下本さんは「ニューヨーク在住の井上まり弁護士に、アメリカでは日本のビキニ被害のことが知られていないのでスピーチの動画を頼まれました。素人が話しているので、逆に難しくなくてわかりやすいと言ってもらえています。みていただけたら幸いです」と話しています。

同映像はQRコードからYouTubeで視聴できます。

◇　◇

1月31日、高知地裁で国を被告に争われている損失補償請求裁判の原告に県内の元船員と遺族5人が加わり、同地裁に追加提訴しました。原告は2020年3月の提訴と合わせて19人になりました（元船員8人、遺族11人）。

同日会見した南拓人弁護士からは裁判所との協議によって、土佐清水市在住の高齢の元被災船員本人への尋問の日程を早め、今年6月には同市内で実施される予定ですすんでいるという報告がありました。

全国健康保険協会を被告に労災適用を求めている裁判は、被告側の申し立てを裁判所が認め、管轄が東京地裁に変更されたことから、首都圏で弁護団が結成され訴訟に取り組んでいくことになっています。

追加提訴を報告する記者会見（1月31日）